

## じょうり市意見公募手続の実施に関する要綱

(平成 28 年 10 月 28 日告示第 96 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の主体的な市政参画を促進し、もって市民と行政との協働によるまちづくりの推進に資するため、意見公募手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の政策に関する基本的な計画、施策等（以下「計画等」という。）の策定に当たり、事前に当該計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民等から意見及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対し提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 市税の納税義務を有する者
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続の対象となった計画等に利害関係を有する者

(対象)

第 3 条 実施機関は、次に掲げる政策等について、意見公募手続を実施するものとする。

- (1) 総合計画その他市の基本的政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本的な方針又は指針の策定
  - (2) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は意見公募手続を実施しないことができるものとする。
- (1) 法令等により意見の聴取手続が定められているもの
  - (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
  - (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当する計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、相当の期間を設け、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、策定の趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するための必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を併せて明示するものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等適宜の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、公表しようとする内容が相当量に及ぶときには、その概要を公表すること若しくは内容の一部を省略して公表することができるものとし、計画等の案及び資料全体については、実施機関担当課における閲覧のみとすることができるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、公表の日から20日間以上の期間を目安として設け、意見等の提出を受けるものとする。

2 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所へ直接書面により提出する方法

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人又は法人その他の団体の住所又は所在地、氏名又は名称等当該意見等を提出した者を特定できる事項の記載を求めるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときには、修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等に、個人又は法

人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握等)

第8条 市長は、実施機関が意見公募手続を実施している案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表その他の資料を作成し、及び市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この限りでない。